

## 佐賀県告示第 187 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和 3 年 6 月 29 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	廃止年月日
福田脳神経外科病院	佐賀市本庄町大字本庄 1236 番地	平成 31 年 3 月 31 日
正島脳神経外科病院	佐賀市鍋島一丁目 3 番 10 号	〃
みふね薬局	武雄市武雄町武雄 5627-7	〃
医療法人吉本クリニック	佐賀市堀川町 1 番 10 号	〃
エイト薬局目達原北店	神埼郡吉野ヶ里町吉田九反田 2155-1 の一部・2156-1 の一部	〃
エイト薬局目達原南店	神埼郡吉野ヶ里町吉田 2904-5	〃
一般財団法人包摂型地域精神医療研究財団カーネル先生の診療所	佐賀市川副町大字鹿江 619 番地 6	〃
溝上薬局医大通り店	佐賀市鍋島一丁目 6 番 1 号	〃
眼科原クリニック	佐賀市鍋島二丁目 6 番 29 号	平成 31 年 4 月 27 日